

業 務 仕 様 書

1 業務名

行旅死亡人等の取扱業務

2 業務の目的

法令の定めにより、行旅死亡人及び死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときの（以下「行旅死亡人等」という。）、葬儀から埋葬までを執り行うことを目的とする。

3 業務の内容

受託者は、本市各区役所の保健福祉課職員（以下「本市職員」という。）から行旅死亡人等の発生の通報を受けたときは、本市職員の指示に従い、速やかに警察及び医療機関等の現場におもむき、以下の業務を行うものとする。

(1) 遺体の収容等

あらかじめ遺体の体格に応じた棺を用意し、棺に遺体を収容した上で、受託者の所管する安置所に移送する。なお、本市職員から、死亡診断書（死体検案書）の引き取り及び引き渡しについて依頼があった場合は、対応すること

(2) 葬儀の仕様

棺内外必需品、仏衣、御骨箱等火葬・埋葬に必要なものを用意し、遺体の状況に応じて清浄・防腐処置等を行った後、死者への礼を失しないよう配慮し、納棺の上遺体を火葬場まで移送する。

(3) 遺体の火葬

受託者は、本市職員から火葬許可証を受領し、収容した遺体を速やかに霊柩車により里塚斎場又は山口斎場へ搬送し、火葬に付すものとする。

斎場の都合により速やかに火葬ができない場合又は本市職員から一時的に火葬を行わないよう求めがある場合等は、受託者の所管する安置所で遺体を一時的に保管する。一時保管する際は、死者の尊厳を傷つけないよう十分に配慮のうえ行うこと

(4) 遺骨の納骨

火葬した後の遺骨は、受託者があらかじめ用意する骨箱に収め、本市職員が指定する納骨堂に納骨する。

(5) 業務報告書の作成

受託者は、委託者に対して、上記(1)～(4)までの業務が完了した旨を様式1「引取者のいない遺体の納骨について」により通知する。

(6) 本市職員から、行旅死亡人等の発生にあたり、事前の個別指示があった場合、受託者は警察及び医療機関等から直接連絡を受け現場におもむくとともに、上記(1)以降の業務を行うなど、柔軟に対応すること

4 配置体制

受託者は、委託業務を実施するため、常に適正な人員を配置し、本市職員から連絡

を受けた際は速やかに対応すること。

5 年齢等による取扱区分

行旅死亡人等は、年齢（年齢不詳のときは死体見分調書等の推定年齢による）が12歳以上のものと12歳未満のものとの区分し、委託料を支払うものとする（12歳未満の取扱は12歳以上の取扱単価の8割）。また、遺体の一部（概ね50%未満）のみを納骨する場合には、12歳未満のものとして区分する。

6 その他

- (1) 受託者は、受託した業務の全部又は一部の処理を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、委託者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、適正な業務の遂行を図るため、必要に応じて委託者が実地にて監督を行う場合がある。
- (3) 業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部の漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (4) 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
また、受託者は、個人情報の取扱状況について、様式2「個人情報取扱状況報告書」により、毎月委託者に報告すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上決定する。

7 業務の委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

8 予定数量

172件

課長	係長	係

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先)

区保健福祉部長

代表者

引取者のいない遺体の納骨について

貴保健福祉部より依頼のありました引取者のいない遺体について、下記のとおり納骨が完了しましたので、報告します。

記

死 亡 人	氏名	
	住所	
	火葬場所	
	火葬年月日	令和 年 月 日
	遺骨保管場所	

※ 身元不明の遺体を扱った場合の氏名・住所の欄は不明と記入すること。

令和 年 月 日上記のとおり業務報告書の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか伺います。

検査員

立会人

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり） (7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり） (8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり） 2 その他特記事項等	